

第二十九回国会 大蔵委員会 議録 第七号

昭和三十三年六月二十七日(金曜日)
午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 早川 崇君

理事足立 篤郎君 理事綱島 正興君

理事夏堀源三郎君 理事福田 一君

理事坊 秀男君 理事石野 久男君

理事佐藤觀次郎君

荒木萬壽夫君 内田 常雄君

嶋田 宗一君 小山 長規君

田中 角榮君 竹下 登君

西村 英一君 濱田 幸雄君

福永 一臣君 藤枝 泉介君

古川 文吉君 細田 義安君

毛利 松平君 山村庄之助君

山本 勝市君 石村 英雄君

春日 一幸君 久保田鶴松君

田万 廣文君 竹谷源太郎君

廣瀬 勝邦君 松尾トシ子君

山花 秀雄君 横路 節雄君

横山 利秋君

出席國務大臣

大蔵大臣 佐藤 榮作君

農林大臣 三浦 一雄君

運輸大臣 永野 護君

建設大臣 遠藤 三郎君

國務大臣 三木 武夫君

出席政府委員

總理府事務官 宮川新一郎君

(經濟企画庁長官官房長)

(經濟企画庁 調整局長)

大蔵事務官 大堀 弘君

(主計局長)

大蔵事務官 石原 周夫君

(主計局長)

大蔵事務官 原 純夫君

大蔵事務官 正示啓次郎君

(理財局長)

大蔵事務官 石田 正君

(銀行局長)

大蔵事務官 酒井 俊彦君

(為替局長)

農林事務官 石坂 繁君

(農林事務官)

農林事務官 安田善一郎君

(農地局長)

運輸局長 天竺 良吉君

(港灣局長)

委員外の出席者

總理府事務官 高柳 保君

(行政管理局長)

政務局長 椎木 文也君

専門員

六月二十七日

委員山下榮二君辭任につき、その補

欠として石村英雄君が議長の指名で

委員に選任された。

本日の會議に付した案件

經濟基盤強化のための資金及び特別

の法人の基金に関する法律案(内閣

提出第一号)

外國為替資金特別會計法の一部を改

正する法律案(内閣提出第二号)

○早川委員長 これより會議を開きま

す。

經濟基盤強化のための資金及び特別

の法人の基金に関する法律案及び外國

為替資金特別會計法の一部を改正する

法律案の兩案を一括して議題といたし

ます。

質疑を続行いたします。横路節雄

君。

○横路委員 農林大臣はあとです

か。——それは大蔵大臣にお尋ねを

しますが、財政投融資の資金計画が

すでに決定を見ておられるわけですが、

この資金運用部資金の二千四百三十七

億、産業投資特別會計資金、運用部資

金、簡保資金を合せて、合計三千五百

七十億、この資金運用部資金の二千四

百三十七億、とりわけ郵便貯金の千百

五十億、これはわれわれの見る点では

減少してきているのではないかと。従っ

て、政府としては、当然、この三十三

年度予算の関連として、昭和三十三年

度の財政投融資の資金計画を発表した

が、これを變更する必要があるのでは

ないかと思ひますが、その点はどうで

すか。

○佐藤國務大臣 郵便貯金の面で、計

画をやや下回っておる数字が四、五の

両月の間に出ております。しかし、何

と申しまして、わずか二カ月でござ

いますので、今直ちに対策を變更さ

るという時期ではまだないように思ひ

ます。他の資金等で当面しておるこ

ろでは、資金繰りに支障を來たしてお

る、こういうことはございません。

○横路委員 大蔵大臣のお話の通り、

当分は變更する必要はないであらう

が、しかし四月、五月に計画よりも減

少している。この郵便貯金の伸び悩み

は、これは一時的なものなのか、それ

とも、すでに当初の計画よりは下回っ

ているのであるから、従つて年度の最

終段階では同じになるというのか、そ

の点見通しとしてはどうなんですか。

○佐藤國務大臣 どうも、この預金の

状況といふものが、私どももよくわか

りかねてゐるのは、いわゆる銀行預

金は相当増加いたしております。しか

し、ただいま御指摘になりました郵便

貯金の面では、四、五は予定したとい

うか、計画の数字を下回つておる。し

かし、私どもの考え方から申せば、た

だいまこの両月ではさうな結果が出

ておりますが、今後の推移によりまし

ては、やはり目的達成になお一段の努

力をすれば、それを達成することがで

きるのではないかと、こういうような見

方をいたしております。

○横路委員 そのほかに、大蔵大臣、

資金運用部資金としては、ただいまの

ところ当初計画よりは減少するおそれ

のあるものはございませんか。

○佐藤國務大臣 あとはないさうであ

ります。

○横路委員 それでは、大蔵大臣にお

尋ねしますが、昭和三十三年度の失業

保険特別會計予算、これは、政府の方

では、失業保険特別會計において決算

上生じた剰余金、昭和三十三年度に

見込んでゐるわけですが、この失業保

険の支払い人員よりは非常に支払い

人数が多くなつてゐるのではありませ

んか。その点はどうなんですか。

○佐藤國務大臣 失業者は、今のところ、

私どもが想定しておるのよりは少

しふえております。しかし失業保険特

別會計の資金にただいま支障を來たす

ような状況ではもちろんございませ

ん。

○横路委員 大蔵大臣の今の御答弁

は、だいたい実情とは違つていませ

んか。初め、政府の方では、失業保険特

別會計における失業保険の受給者は三

十七万三千人と見込んでゐる。ところが、

が、實際には、失業保険の受給者は、

この三月で五十四万四千、昨年三月の

三十四万六千人に比べて実に十六万人

ふえておる。こういう点はどうなん

ですか。

○佐藤國務大臣 ただいま御指摘にな

りました数字そのものは、私どもも承

知いたしました。ただ、失業保険特別會計

には予備費をいたしまして百五十億ご

ざいますので、ただいまの状況ではこ

の保険支払いに支障を來たさうなこ

とはない、こういうことを申し上げて

るのであります。

○横路委員 それでは、大蔵大臣にお

尋ねしますが、政府の方では、当初、

失業保険の受給者については、これを

昨年に比べて六万八千人の増の三十七

万三千人と、いわゆる積算の数字を出

した。ところが、實際には、この三月

の受給者は五十四万四千なんです。昨

年三月の三十四万六千人に比べて十六

万ふえておる。見通しはどうなんです

か。三月すでに十六万の増が出てい

る。それを政府の方は昨年に比べてわ

ずか六万八千人の増しか見ていない。

この辺についてはどういうふうに見通

しを立てておりますか。

○佐藤國務大臣 これは、しばしば申し上げておりますように、失業者の出で参ります時期と経済のある姿、これに少し時期的な差のあることは御承知の通りだと思ひます。経済が下降した場合でも、下降するからといってすぐ失業者が出るものでもない。また、それと同様に、上向いたと申しまして、すぐ求人数が急速にふえる、こういうものでもない。やはり経済と失業の状況というものは、必ずしも時期的に関連を持っては出て参っておりません。で、過日來たびたび御説明いたしておりますように、ただいまの経済状態は一応底入れの状況を呈しております。今後のわれわれの努力なり見通し、いましばらくこの模様を見た上で、推移を見た上で、さらに要すればいろいろな方策もとつていきたい、こういうことを実は申しておるのであります。今日五十万になつたという事柄が、今後の経済のあり方から見まして、さらにどんどんふえていくのだ、こういうような数字だとは私も実は見ておらない。そういう意味でいましばらく模様を見る必要があるのじやないか。もちろんかような失業というものは社会摩擦の面につきましては、私も絶えずこれに留意し、こういう摩擦をできるだけなくしていく、そういう方向で努力することはもちろんでございますが、今日失業保険特別会計そのものについて直ちに処置を講じなければならぬ、こういう段階にはまだきておらないというのを実は申し上げるのでございまして、今日出ております失業状態を軽く見たり、あるいはこれに對して非常に樂觀的な見方をしているというわけではございません。誤解のないように願ひます。

○横路委員 それでは大蔵大臣として、その失業保険の受給者につきましては、今申し上げましたように三月は昨年の三月に比して十六万ふえており、年間として三十七万といふのと三月の五十万とではいふふいふ差があるわけですが、三月にすでに五十万出ている。ところが年間としてあなたの方では三十七万三千人しか見ていない。それで今後失業保険の受給者はどういふうに變化する、どういふうに減少するといふふいふにあなたの方では判断をされているのですか、お尋ねをいたしたい。

○佐藤國務大臣 ただいま御指摘になりました点は、一に今後のあり方についての見通しの問題だと思ひます。私も、一つの経済のあり方を希望し、その実現に努力はして参ります。これはただ希望であり努力であつて、現実にはさういふ姿が出てくれば非常にけつこうだ、こういうふうに思ふのであります。今の失業自体につきましても、今日から見通し云々よりも、失業者の状況に對して政府としては対策を怠らないようにすること、その方がもつと基本的な問題ではないかと思ふのでございまして。先ほど来のお話を伺ひまして、一体失業者の数はどうなるか、こういうお尋ねでございますが、ただいまその見通しを申し上げることが、まだことに困難な状態ではないかと思ひます。

○横路委員 それでは、大蔵大臣にお尋ねをしますが、現実には数字はふえておるので。現に予定の三十七万よりは十三万ふえておるのだが、さうすると、この五十万を年間三十七万に近づけるためには、下半期において失業保険の

受給者が相当減つてこなければ、当初予算の三十七万に近づいてこないわけですから。そこで、大蔵大臣は今いろいろの方策があるといふが、一つは雇用の問題もあらうと思ふ。雇用の拡大していくといふことがある。しかし、もう一つは、失業の発生を防止しなければならぬ。さしあたりこれから失業者がふえないようにするために、大蔵大臣はどういふお考えがあらうのですか。

○佐藤國務大臣 過日來、その点について、経済のあり方なり経済の見通しについていろいろのお尋ねがございました。また、同時に経済をどうしていくのかといふお尋ねもございました。たびたび申し上げておりますように、今日の経済自身が異常な状態からようやく調整の時期に入つてきていると思ひますので、この調整の時期にある経済に對しまして、非常な特段のこ入れ政策はまず避けていきたい、しばらく様子を見たい、そして健全な経済状態を醸成することがこの失業対策に對する基本的な考え方ではないか、かように考えておるのでございまして。

○横路委員 私が今大蔵大臣にお尋ねしておるのは、これから雇用の拡大していくといふのは、いろいろの方策がございまして。しかし、今直ちに起きる失業の発生をどうやって防止していくか。今わが国の労働者にとつて一番大きな問題は、労働時間が非常に延長されているといふこと。従つて、いわゆる熟練工については労働時間を延長して、臨時工についてはこれを逐次首を切つていく、こういうところにも一つの大きな原因があらうと思ふ。これは、雇用の拡大といふこととは別に、ただいまの失業者がなぜ多く出て

くるかといふことです。そこで、今の失業保険の受給者がこんなふうに出ておる現状からすれば、とりあえず失業者の発生を防止するために、労働時間を短縮するといふ方向に政府は持つていつて、できるだけ失業者の発生を防止するといふことでなければならぬ。これは私の思ひです。現にここに一つの資料がございまして。千九百五十六年における製造業の労働時間について、ILOの資料がございまして、米国では四〇・五時間、英国では四六時間、フランスでは四五・五時間、ところが日本では五〇・三時間になつておる。ですから、熟練工はほとんど時間延長をして、従つて、臨時工は全部はみ出して、首を切つていくという格好になつておるわけでありまして。従つて、政府としては、今急速にふえておる失業保険の受給者、これ以上失業者をふやさないためには、とりあえず労働時間の短縮という方向に持つていくように努力すべきだと私は思ふが、この点はいかがですか。

○佐藤國務大臣 ただいま御指摘になりましたことも一案かと思ひます。ただいま経済の面で生産制限が行われております。現実的には形の上で生産制限の実施の方向でいろいろ形をとりましか、ただいま横路さんの言われることも一案だろうと思ひます。ただ、私も申し上げたいのは、生産制限方式といふ事柄は、本来長くつるべき筋のものではないので、やはり経済は拡大の方に向へ持つていくべきものである、この基本線だけはどこまでも守つていきたい、こういう考え方でおりますので、非常に變態的な今の労働時間の短縮の問題という事柄が、時期的な労働政策の面

から出てくることについては一案と思ひますが、必ずしも全面的に賛成はいたしてはおりません。

○横路委員 大蔵大臣、今の点は正しくは労働基準法を守つてもらいたいといふこと。ところが、実際には労働基準法による時間内における賃金では生活ができないから、従つて超過勤務によつて給手を支払つておるといふのが現状なのであります。さらに、失業者の問題については、重ねてお尋ねをしたいと思ふのですが、農林大臣がお見えになりましたので、農林委員会出席するための時間の制限があるからでありますから、農林大臣にお尋ねをしたいと思います。

それは経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案の第十一條の第一号の「農林漁業金融公庫に於ては」といふところの非補助小団地等土地改良事業助成基金のことなのであります。そのことをお尋ねしたいと思ふのであります。この点について私がまず最初に農林大臣にお尋ねしたいのは、この法律だけではわからないわけでありまして。私たちお聞きするのには非補助小団地等土地改良事業助成基金運用要綱といふものを農林省としてはおきめになつて、それによつておやりになるのではないか。この第十一條の第一号だけでは趣旨がわからぬ。あなたの方は、今私が申し上げましたような非補助小団地等土地改良事業助成基金運用要綱については、もうすでにおきめになつておるのではありませんか。もしもおきめになつておるのであるならば、当然ここに出していただいでどういふ要綱によつておやりになるのか、それをお示しいただいてから論

ども、運用要綱は配付になっておるのですか。——今委員部の方からの話でわかりましたが、別に資料としては配付になっていないということですが、あなたの方が口頭として説明をされたということなのでありますか。——口頭としてあなたの方が話をされたものでありますが一審問題になっておるのは、従来国庫補助になっておる事業についてはどうなるのか。あなたの方の説明は、多分、従来の国庫補助の対象になっておる継続事業は従前通りやります、こういうことだろうと思ふ。

新規の事業は一体どうなるのですか。新規の事業の場合はどうなるのですか。農林大臣はどうなるのですか。

いく場合、三分五厘でいく場合、双方の適用対象として考えたいいんじゃないかと思っておるわけで、それ以上の補助率の場合は、三分五厘融資事業としては、補助の方が農民の気持に合いますし、農民の負担も少ないかと思いますので、補助を原則としてやりたい、

補助率三〇％適用）については、今あなたが話しのうちに、継続事業は国庫補助の対象とし、その他は国庫補助と利子補給とを併用することとし、その適用の区分は地元農民の要請に基づき、当該事業の事業費、農民負担額等を勘案して国が決定する。」こうなつて

も、毎年国会の御審議を経ましてきめたワク内でその年度は事業をするわけでございますので、その補助の申請、非補助融資の申請に応じて、そのワクのある限り国がきめるという意味であります。而る御申請になります場合は、三割補助の例でございますが、農民の

で、従来五分の利子が行われておる。昨年度は五十五億のワクで用意しております、その点においては、三分五厘の融資事業の制度ができました。同一であると思います。

○横路委員　どうも、あなたの話を聞いておると、この法律をもとにして遂

次回の補助を削っていく意向であると
いうようにしか受け取れない。

次にこのようにことがある。「本州に
おける国庫事業に直接関連する団体
営かんがい排水事業のうち、水路新
設及び水路の改修（ともに国庫補助
四〇％適用）については、継続事業は
国庫補助の対象とし、新規事業は国庫
補助を原則とし、国庫事業の採択と
同時にこれを採択する場合または国庫
営事業の計画変更が行われる場合に
いて」次が問題なんです。「農民の申
請、同意に基づき、かつ農民負担が過重
でない」と認められる場合においてこれ
らの事業に対し、利子補給の適用事業
の対象とすることを考慮する。」こう
なっている。四〇％の補助がいろいろ
か、それとも利子補給がいろいろかとい
うことになる。これは、だれが算
術、そろばんをやってみたら、明ら
かに四〇％の国の補助が農民としては
負担が軽い。ところが、今あなたの方
の御説明を読んでみると、「農民の申
請、同意に基づき、かつ農民負担が過重
でない」と認められる場合」とあるが、
初めから過重なんです。利子補給と国
の負担は、国の負担が軽くて利子補給
の方が重いのだ。重いのには勝手に国が
「農民負担が過重でない」と認められる
場合においてこれらの事業に対し、利
子補給の適用事業の対象とすること
を考慮する。」となっている。どうい
う場合に過重でないのですか。国の四割
負担と利子補給とある場合に、利子補
給の方が負担は重いのです。どうい
うときに過重でないかと判断するの
ですか。

○安田政府委員 これは、原則として
は四割国庫補助のようなもの場合、

具体的に言いますと、団体営灌漑排水
事業のような場合でございますが、御
質問の中のお言葉は水路でございます
。一般的には三分五厘と匹敵するも
のではないといった考えで差しつかえな
いと私も思っております。けれども、
が、国庫事業、県営事業、団体営事業
がつながりました。さらにそのもと
に耕地整理、小団地事業等がつながり
ます場合は、最近いろいろ努力してお
りますけれども、国営、団体営がばら
ばらに從來採択された。ことにその全
体を通ずる進捗度が農民の気持ちに合
いませんので、具体的に新潟県の阿賀
野川とか千葉の両総用水の関連工事費
においては、県営の補助ワケのもとで
補助金がいくのを待ちかねまして、従
来五分の標準融資事業を使っておる地
区も、本年度またそういう要請が来て
おるところも相当ございます。その場
合に、団体営関係の国庫補助の四割と
その事業量、三分五厘の標準融資事業
と一年の事業量というものを単純
に比較いたしますと、国庫、団体
営を通じて、全体で農民負担がそり多
くない県営事業をそれにとり、ま
た団体事業が割合少ない場合、これが団
体事業の融資の仕方によりまして非常
に事業量が大きく、事業が進捗する場
合においては、その早期完成の利益も
ありまして、現実に地元農民側からの
要望もござりますから、その場合に
は、御要望があり同意がありましたら
、三分五厘の適用をしてもいいでは
ないか、こういうことを申し上げてお
るだけでございます。

○横路委員 しかし、今の場合、農民
としては、やはり希望としては四割の
補助を希望しておるのでございませ
う。ただ、そちらの予算がないから、
従来五分であつたものが三分五厘だ
から三分五厘でいくということ、それ
は何も四割の負担と三分五厘でなく
、従来予算のワケが足りなくて五分で
やっていると、農民としてはぜひ急
いでやってくれというから、その場合
には三分五厘にしよう、こういうこと
ではございませんか。そうすると、当然
われわれが心配しているのは、ただ国庫
営事業に関連をされているのは、ただ
排水事業の水路の新設、連絡の点につ
いて、やはりあなたの方では、将来は
これを逐次三分五厘の利子補給に切り
かえていくという意図でないかと思
う。しかし、あなたの方では、予算の
ワケを広げて、これは絶対に從來通り
四割の国庫負担でやるといふならば、
それはわれわれとしてはうなづけます
が、この点はどうなんですか。

○安田政府委員 横路委員のおしや
る通りであります。

○横路委員 次に、もう一つお尋ねし
ておきたいのは、さらにあなたの方の
昭和三十三年の運用に、この法律の
運用について、北海道についてはさし
あたり国営または道営事業に関連する小
団地改良事業に対してのみ、利子補給事
業の対象とするというのです。今のは本
州について聞いてみたのですが、北海
道についてはさしあたり国営及び道営
事業に関連する小団地改良事業に対
してのみ利子補給事業の対象とする、こ
ういふふうになつていくわけですか。

○安田政府委員 御承知のように、北
海道はいわば最も新しい開発地域であ
りまして、また耕地面積等も広く、経
営面積も広いのであります。それに応
じて、現行の補助事業の比率は、小規
模の土地改良事業——各種の業種はご
ざいます、いずれも四割五分の補助
率以上でございます。従いまして、こ
の場合には、北海道では從來通りの補助
事業の重みで適用していくのがいいと
いう断定をしているわけでありませ
う。しかるに、小団地につきましては、本州
と北海道との現行補助率は、補助のあ
る場合は二割ないし四割、平均三割で
ありまして、同じであります。適用
の採択基準と申します、地域面積が
二十町歩以下のような小団地開発等
は、内外地とも補助率が同様でござ
いますから、北海道を除く要はなから
うという意味で、御希望があれば三分
五厘を適用してよろうという意味で、
その内定しているのでございます。

○横路委員 そすると、北海道につ
いての今の場合は、小団地改良事業と
いうのが二十町歩未満のもので、二十
町以上については従前通り国庫補助を
やる。それは継続、新規を問わずで
すね。

○安田政府委員 その通りでござい
ます。もしお手元に書類をお持ちであ
りましたら、その次に、以上掲げなかつ
たものは補助事業でいきますと書いて
あるのが、その意味であります。

○横路委員 農林大臣にお尋ねしま
す。これで大体土地改良事業はどれく
らいやれるわけですか。

○三浦国務大臣 計数にわたりますか
ら、農地局長から御説明した方が的確
だと思いますが、総工事にして約三十億
の土地改良事業が進められる計画で
ございます。

○横路委員 農林大臣、今のは面積に
してどれくらいですか。

○三浦国務大臣 政府委員からお答
えさせていただきます。

○安田政府委員 大臣がただいま申さ
れましたのは、新規事業の量の平年次
くらいで、本年度はもう少し少い
かと思いますが、四十万町くらいで
ございます。

○横路委員 本年度ですか。

○安田政府委員 二年目ないし三年目
の平年次くらいです。

○横路委員 農林大臣にお尋ねしま
す、小団地でどうしても土地改良を
しなければならぬ事業の総面積は今
どのくらいあるんですか。

○安田政府委員 かわつてお答えさ
せていただきます。小団地と御質問にな
りました意味は、団体営灌漑排水以下
耕地整理、その下の小規模な団地だ
と思ひますが、純粋の小団地開発事業
ということでございますか。その総体
でありましたならば、百万町歩はある
と思ひますが、狭い意味の小団地は三
、四十万町歩と思ひます。

○横路委員 農林大臣にお尋ねしま
す。せっかく農林大臣においでいた
いたのに答弁がないんですが、やはり
これは経済基盤強化に関する法案で、
今農村で一番不況の一つの問題は、乳
価がどんどん下つていき、消化に農民
は一番困つています。農林大臣として
は乳価安定についてどういふことを考
えになつておるのか。これは農林大臣
から御答弁いただきたい。

○三浦国務大臣 基本的には、生産の
過程において生産費のコストの切り下
げに重点を置く施策を今後一そうや
つて参りたいと思ひます。第二番目に
は、技術過程におきましてなお改善の
余地が多々あると思ひますが、さし

あたつて今後やりたいと思つて今計画
中のことは、中小学校の学童の給食等
は強く推進して参りたいと存じます。
さらに、消費の増進等につきまして
も、集団的な消費を進めるといふ方策
等につきましても進めて参りたい。要
するに、生産の過程におきましても、
生産費の切り下げによつて乳価の安定
を期するということでありま。第二
段には、消費の面を増進しまして対応
の政策を講じて参るといふことで、今
申し上げましたような線で、だんだん
具体的な政策の準備をいたしているわ
けであります。

○横路委員 農林大臣にお尋ねしま
すが、今の学童給食ですが、これはあな
たの方でどれくらい拡大をしようとい
うのですか。それが第一点。それから
第二の点は、集団飲用について今あ
なたはお述べになったが、集団飲用につ
いてはどういうようになさうとする
のか。それから、第三は、一般の市
乳はまだ高いので、一般の乳価はもつ
と下げる必要がある。これは中間の小
売販売店のマージンが高過ぎる。それ
で、あなたの方は集団飲用をなさうと
するのだが、しかしなかなかさうい
かない点もあるから、集団飲用は集団
飲用として、あなたはどのような方策を
お考えになつておられるのか。それから、
もう一つは、一般の市乳といふものに
ついて、中間のマージンはできるだけ
下げて、これを多くの人に飲ませよう
とする考えが一体あるのかどうか。そ
れから、あなたは今生産の過程におい
てコストを切り下げよう努力する
と言ふが、具体的にどういふふうにな
されるのか、その点を一つお答え願ひた
い。

○三浦國務大臣 第一の点であります
が、これは地方によつても違ふので、
たとえば北海道のごときは、基本的に
は道路の問題等を解決しなければ容易
にこの問題は期待できないことは、横
路君御承知の通りであります。従いま
して、私たちは、そういう面におきま
しては北海道の開発計画等の促進を期
待し、同時にまた、農林省といつたし
ても、それに即応するだけの施設を
だんだん進めて参りたい。それからま
た、現在飼料作物等につきましてもな
おこれは徹底しておりません。われわ
れとしましては、輪作形態の合理化、
さらにはまた飼料作物等の品種を選ぶ
指導奨励を加へまして、だんだん改善
の方途を講じて参りたいと存じます。
それから、第二段の集団的な消費の増
進の問題でございますが、これはやは
り、何とかして、需要者方面と供給
する方面との結びつきにおいて、だん
だんその態勢を整へていく。また、これ
に関連しまして、集団的な相当大規模
な消費を目ざすということになります
と、保存すべき施設が必要でございま
すから、この面についてもあるいは減
税あるいはまた共同施設等の助成等の
方策を進めて参りたいと考えてござい
ます。第三番目の、市乳のマージンの切
り下げ等につきましてもいかうな考え
を持っておるかといふことであります
が、努めてこれは切り下げるといふ方
向で進めていきたいと考えておりま
す。

○横路委員 今お話しの中の学童給食
の問題についてですが、これを拡大す
るといふのは具体的にどういふふうにな
されるのか、それを一つ……。

○三浦國務大臣 現在のところ大体二
十萬石程度を予定しておりますが、こ
れを倍加する程度にふやして学童給食
に充てたいと考えてございます。だんだ
ん具体的に今検討中でございます。
○横路委員 ちやうどいいところなの
で、大蔵大臣にお尋ねしますが、今農
林大臣から、学童給食の飲用は二十萬
石だといふが、これを四十萬石にする
のだという御答弁があつた。この点
は、大蔵大臣、間違いないですね。
○佐藤國務大臣 もとの二十萬石は、
農林大臣の言われた通りでございま
す。これをさらに倍加したいといふの
は、これは農林大臣の努力目標で、まだ
そこまで協議にはいつておりません。
○横路委員 今考えておりませんとい
う御答弁のようでしたが、これは非常
に重大な問題です。これは、去年、ちや
うど一年前くらいに、農林当局と大蔵
当局で御相談の結果、とりあへず消費
の面でこれができるだけ拡大しようとい
うので、ことしの一月一日から来年
の三月三十一日まで、今お話しする
ように二十萬石、七億五千萬といふこ
とでやつておられるのだが、これを農林大
臣が四十萬石にせよといふといふこと
は、あなたの方では考えていないとい
うように聞いたのですが、そうでは
なしに、農林大臣とよく相談してこれ
からやるといふのですか、その点私は
最後にちよつと聞いておりましたんでし
たから……。

○佐藤國務大臣 考えていないとは申
し上げません。まだ協議をいたしてお
りませんといふことで、これは農林大
臣の努力目標でございまして、今初め
て何つたことであります。

○横路委員 農林大臣にお尋ねしま
すが、努力目標だといふ、これはどうな
るのですか。きよりは幸いお二人並んで
おられる。農林大臣の努力目標はおれ
の知つたことではない、そういうあれ
はないと思ふ。
○三浦國務大臣 大蔵大臣に持つてい
きますには、具体的ないろいろな計数
の整理もありません。その準備がありま
すから、ただいま畜産当局をして具体
的な案を立てさせてあります。追つて
その成果を得ましたならば、大蔵当局
にも御相談申し上げる考えでございま
すから……。

○横路委員 農林大臣、このことは急
ぎの問題です。牛を飼つてゐる農民は
乳価を下げられて大問題です。これか
ら計数をはじいて相談するといふので
はなしに、農林大臣としては初めての
お仕事だから……。ちやうどこれから
米価審議会へ行かれておやりになるの
でしょうが、ここでは責任をもつてや
るといふふうにおつしやつていただい
たらどうですか。
○三浦國務大臣 やる決心であること
は、先ほど申し上げた通りです。
○横路委員 それならけつこうです。
決心だといふのと希望とはだいぶ違
う。

はやはり国策等の線でもつてだんだん
改善しなければならぬ一つの方策であ
らうと思ひます。同時にまた、先ほど
申し上げました通り、飼料作物等につ
きましても、まだ遺憾ながら十全は期
しておりません。われわれは品種の改
良なり農業経営の改善等を逐次計画し
まして、そして高めて参る、こつうい
ふことであります。
○横路委員 もう一つ、農林大臣、直
ちに今やれることがある。学童給食に
使つてゐる輸入の学童用の脱脂粉乳
は一時やめたらどうですか。子供はあ
れは非常にいやがつて飲んでゐる。あ
なたのところもお孫さんが学校に行つ
ていらつじやと思ひますが、あれは子供
がみんないやがつて飲んでゐる。それ
よりは牛乳を飲ました方がはるかにい
い。そういう意味で、農林省として
は、昨年以來実施してゐる学童に牛乳
を飲ませることは、近來ない傑作で
す。そういう意味で、学童給食の脱脂
粉乳の輸入を抑へて、全部牛乳を飲ま
せた方がはるかに子供は喜ぶし、体位
も向上します。しかも一般の酪農界も
安定する。これは通産大臣、大蔵大臣
と相談してすぐやれると思ふ。これは
どうですか。

○三浦國務大臣 横路さんはいやがつ
ておるとおつしやいますけれども、こ
れはそう主観的には断定できぬ。同時
に、現に入つておられますのは、これは
合理的に解決するといふのが私の任務
でありまして、将来の方向としては、
一つの御意見として私は傾聴しておき
ます。
○早川委員長 横路君に申し上げま
すが、建設大臣、企画庁長官もお見えで
あります。また、農林委員会の関係

上、農林政務次官が居残りますから、農林大臣に対する質問は簡単にお願いします。

○横路委員 農林大臣の時間の約束もありますし、ちょうどお二人並んでいい機会ですが……。

それでは、経済企画庁長官にお尋ねいたしますが、初め、政府の方では、経済五カ年計画を立てるに当って、これは完全失業者六十五万人、こういうこととお立てになって、去年は失業対策事業の人員が二十二万五千人を二万五千人ふやして二十五万ということになっている。ところが、三月の労働力の調査によりますと、政府の方で初め六十五万くらいの完全失業者であると考えてやってみたが、完全失業者は八十五万という数字が出ている。そうすると、やはり政府の方の本年度の経済の見通しというもののについて、やや誤まりを来たしておるのではないかと、こういうふうに考えるのであります。

先ほど大蔵大臣にもお尋ねをしたのですが、初め政府の方では、本年度の失業保険特別会計、失業保険の受給者は三十七万三千人と見ておったが、それが実際には三月の失業保険の受給者は五十万と出ている。こういう点も明らかに政府の経済五カ年計画の第一年度のその見通しに誤まりがあったのではな

いかと思ふが、一体そういう点についてはどういふようにお考えになられておるか。まず長官にお尋ねをしたいと思ふ。

○三木国務大臣 今御指摘のように、三月の完全失業者が八十五万だったというところは事実であります。ところが四月には五十五万に減つておる。毎年三月は新規の卒業生があるわけであり

ますから、たとえば三十一年度は百六万という数字も出ておる。こういうことで季節的な三月という新しい卒業生が出る新規な事情であつて、その後の失業者が予定の数字より非常な変化があるとは考えていないのであります。

○横路委員 それでは、初め政府の方でお考えになられた失業者の人員と、三月の失業保険の受給者が五十万四千

人。昨年の三月に比べて約十六万から違つておる。政府の方の見通しに比べても十二万違つておる。これは一体どういふように判断されるわけですか。

○三木国務大臣 多少最近の動向が悪化しておることは事実であります。しかし、全体としての政府の雇用計画といふものについては、この際に非常に大きな変更を加えなければ政府の見通しが大きな誤まりを犯すといふふうには考えていない。御指摘のように、考え

ておつたよりも多少ふえておる傾向であることは事実であります。雇用計画といふものに大修正を加えなければならぬほどの傾向とは考えていない。

○横路委員 計画に修正を加える必要はないというお話でございますが、私は一つ具体的に建設大臣にお尋ねをします。ことしの失業者の失業対策事業については、道路特別会計をもつて、

そうしてあなたの方では特別失対並びに臨時就労についてやつておるわけだが、具体的な例がありますから、一つの例を申し上げる。実は駐留軍の労働者がたくさん解雇になつておる、そこで失業者が発生してきた、あるいは、石炭の供給が思うようにいかないの

で、炭鉱地帯に失業者が発生してき

た、あるいは、塩田事業についても、価格等の問題で失業者が出てきたとい

うので、失業者の多発地域の指定といふものが行われておる。そこでは、一般のいわゆる労働者でやつておる失業

対策事業ではなしに、これは明らかに特別の技術を要するので、特別失業対策事業あるいは臨時就労対策事業、も

ちろん一般の公共事業に入れてやつておるわけですか。そこで、一つの例です

が、北海道の千歳に、ことし政府の方では一億六千四百二十万とということ

で、大体百二十三名の離職者をそこで十分一般公共事業やその他について受け入れることができるのだ、こういう

ように発表になつた。予算もそれぞれ建設省の方では割付をした。ところが、実際に見ますと、千歳の場合において、百二十三名の場合にわずかに就労

できるのは千歳、苫小牧間の道路舗装で二十四人で、あとの百人ほどは全然就労できていない。労働省の方に話をすると、一般の失業対策事業でやつ

たらどうかと言ふ。ところが、建設省の方で、道路特別会計の中で特別失対並びに臨時就労をこういふように一般

の公共事業等の関係でやることは、一般の失業対策事業といふのは将来生産と結びつかないのです。特別な技術を

要しない。だから、とりわけそんなもの——百二十三人として予算の割当と

してやつてみたら二十四人しかいない。これは建設大臣初めてお聞きにな

るかもしれない。これはこのことだけの例ではなしに、この間駐留軍の労働組合が集まつて、私たちの中に入つて、

すでに個所の格づけが終つたわけですが、実は今の問題は建設省としては

すでに個所の格づけが終つたわけですが、それを變更するといふことは容易で

ないだらうと思ふ。そこで、あとやれることは、これも一つのあらかじめ

予定されていたことではあるけれども、しかし、実際には地域を指定した

ことと、失業者の発生状況と、それから公共事業の格づけとは一結になつて

いない。そこで、当然こういう場合に

全部特別失対その他で就労できるやうに計画をし直して回答してもらいたい。ちょうどその直後に副長官その他がかわられたので、あるいは大臣に話がないかもしれないが、これは一体どうなんですか。予算面では百

二十三人なるほどいくつになつてい

るが、実際にいってみると二十四人し

かない。これはどうなんですか。

○遠藤国務大臣 公共事業の失業対策

の問題につきましては、御承知のよう

に、臨時就労の関係で大体七十四億、

それから特別失対の関係で二十八億八

千万円の予算をとつてやつておるわけ

であります。その事業をただいま急速

に進めるべく、それぞれ手配をいたし

ております。ただいま御指摘の千歳の

問題でございますが、この具体的な話

は私は詳しくまだ伺つておりません

が、北海道の長官も来られて、われわ

れの方の公共事業で救済得る部分と一

般の失業対策の方で救済得る部分とを

打ち合せをしまして、そうしてこの

残つておる部分が消滅するようにした

といふことで、ただいま話し合ひを

進めておる段階だといふふうに私は

伺つております。

○横路委員 大蔵大臣にお尋ねをし

ますが、これは建設大臣としては具体

的といふのが、実際に個所づつが終

つて作業を開始するばかりになつて

いる。それをとりあえず中止、計画変

更といふことは、おそらく容易でない

だらうと思ふ。これは私は当然予備費

でまかなうべきだと思ふ。建設大臣は

これからまた大蔵大臣と相談なさるそ

うですが、大蔵大臣としてはいかがで

すか。

○佐藤国務大臣 予備費で使うとい

ふ御質問ですが、予備費で使うといふこ

とは、ちよつと私は御意見のほどを理

解しかねておるのですが、どういふ意

味でしようか。予算実行に當つてその

通りやれない、だからそれだけふやせ

といふ意味で予備費支出をおつしやる

のでしようか。

○横路委員 実は大蔵大臣は今のことは御理解できないかも知れませんが、失業者がたぐき出る地域は、失業者多発地域といふものを指定している。これは駐留軍労働者の離職者がたぐき出たとか、あるいは炭鉱等についても、塩田事業等についても、それぞれ指定されている。ところが、今私が申し上げたのは一つの例ですが、実際に失業者の地域においては二〇とか二一三といふものが吸収できるように予算上組んでおるが、実際にはそれは地域的にできないことが明らかなんです。そこで、今建設大臣から、もう一ぺん再検討して、これは一般の失対ではなしに、公共事業、臨時就労、特別失対というところで、特別の技術を要するものとしてやろう、計画しようということだが、既定の予算ではできない。だから、失業者が発生するということも、これはやはり一つの災害です。そういう意味で、私が大蔵大臣にお尋ねをしてゐるのは、予備費のうちからそれを出すことが至当ではないか、こう言っておるわけです。おわかりでしょうか。

○佐藤国務大臣 わかたうな、わからぬような点がございまして。と申しますのは、予算は皆様の協賛を経た上で上つておる予算でございますので、簡単に融通、流通のできるものではないのだらうと思ひます。ただ、今建設大臣のお話を聞いてみますと、失業者多発地域の処置については各省でただいま協議をしておるということでございますので、その協議の結果にまかしていただきたいと思います。一般的に申しますと、何でも予定しなかつたことだから予備費で出せばいいじゃないか、こう簡単に片づけていらつしや

るようですが、そう簡単に片づける筋のものではない、こういうふうに思ひますので、ただいまの協議の結果を待つて対策を講じたいと思つております。

○横路委員 それでは、建設大臣にお尋ねしますが、そうすると、具体的にいつごろおきめになるのですか。

○遠藤国務大臣 ただいま大蔵大臣からお答えがありました。この問題は北海道へ割り当てました公共事業費あるいは特別失対あるいは臨時就労等をやりくりをしまして、その調整をはかるのであります。他府県に割り当てたものを北海道へ振り向けるというよりな措置までは必要としないと思ひのであります。従つて、北海道の内部でも調整をすれば済む問題と考へておりますので、近いうちにその相談はまゝと、そのはつきりした結論が出てくるというふうに御了承いただきたいと思います。

○横路委員 それでは、私の質問は以上で終わります。ただ、企画庁長官にお尋ねしておきますが、先ほどお話しした失業保険の受給者については、これは、当初予算の見込みの通り、本年度は最終までいけるという見通しで、それについては政府の大きな誤りはない。それから、もう一つは、完全失業者については、三月はなるほど八十五万だが、四月からは減つてゐるから、従つて当初考へた失業対策事業の二十五万といふものについては、いわゆる日雇労働者が完全に就労できる、こういうふうに企画庁長官はお考へであるというようにわれわれは承つておいていいわけですか。

○三木国務大臣 大体今年度の雇用計画として六十五万、これはできるだけ達成したいということでありまして、ただ、御指摘のように、最近においては、経済の調整期を通じて、中小企業の整備等も行われて、そういう面から雇用の悪化しておる要素といふものも多分にあるわけでありまして、従つて、完全失業者の数が政府の当初考へておつたよりな数でいけるかどうか、これに對しては私として相当疑問を持っております。やはり、完全失業者に對しては、御承知のように失業保険特別会計に百五十億の予備費を持つておりますから、これに手をつけざるを得ないよりな事態も起つてくるという場合も考へておるわけでありまして、完全失業者に對してこれが計画通りだといふふうに考へておるということではないのであります。その点は多少悪化の傾向を持つておる。そういうふうに見ておる、こう申し上げておきたいと思ひます。

○横路委員 大蔵大臣にも一つお伺いしておきますが、財政投融資の資金計画については、先ほど私からお尋ねしましたが、今お話しした失業保険特別会計についても、これは大体においてまづ従前通りやれるのではないかと、それから、郵便貯金の伸びについても、四月、五月は少ないが、六月以降はもとに反るから、財政投融資の資金計画には変更する余地はない、こういうふうには承つていいわけですか。

○佐藤国務大臣 ただいまの点は、その通りでございます。

○早川委員長 横山利秋君の質疑を許します。横山君、運輸大臣は運輸委員会に出席を要求されておりますから、その方を先に願ひたいと思ひます。

○横山委員 それでは、先に運輸大臣にお伺ひしたいと思ひます。

この間大蔵大臣にお伺ひをいたしました点は、二百二十一億の完全な上げ資金のうちの道路、港湾については、大臣がなみなならぬ御意見を持つておられるということをお伺ひして、これは欣懐の至りだと私は思つたわけですが、そこで、かりに私どもの意見の通りに、直ちにこれに對してはな上げを取りくずして使ふべきであるという意見は對立のままであります。しかし、どういふ考へをもつて港湾に臨まれるかというのを、この際一つ両大臣からお伺ひしたいと思ひます。

先般、運輸省港湾局及び通商産業省企業局の監修と伝えられております、特定産業関連港湾緊急整備事業特別会計の案の内容を見ますと、まことにこれは膨大なものであります。これが本年度の予算で実現が不可能となりまして、そこで、これに要する費用は、当初二百三億円の要求が出て、大蔵省の査定は全くこれがゼロとなつておるわけでありまして、この計画を担当いたしました運輸省として、今後この計画をどういふふうに進められるお氣持であるか、これをお伺ひしたい。

○永野国務大臣 日本の産業の発展のために港湾の整備、修築が基本的な問題であるといふことは、その通りであります。私も、自由民主党の重要産業特別委員会において、絶えずそれを力説して参つておるものであります。

私、御指摘のごとく、本年度の予算で二百三億の港湾改良費が削減されましたことは、まことに遺憾千万だと存じております。私は、私の在任中の仕事の最も重点を置く仕事として、港湾の

修築といふことに尽力して参るつもりであります。具体的な案は相當に研究されております。従ひまして、最も早い機会に、これは大蔵大臣の御了解を得なければ実現いたさないことではありますから、そこらの折衝はまだ十分残つておりますけれども、ことしこそは、この長年の私どもの待望してあります港湾修築に、御期待になるだけ治りような具体案を実現して参りたい、こう考へております。

○横山委員 時間がありませんから、その緊急整備の内容について言及をするのは避けたいと思ひますが、あります。しかし、少くともここ三、四年の間に今日の能力の二倍程度の力をつけなければならぬ。もしそうだといたしますと、この二百三億の額が少くとも相当充実をされなければ、この計画はできないのであります。今われわれが議論をしております二百二十一億の中で、一体運輸大臣はこの港湾の整備のためにどのくらいを要求せられ、その要求の規模といふものは一体この計画の中でどういふ地位を占めておるか、それを一つ説明をしていただきたい。

○永野国務大臣 具体的な数字につきましては、今ここでこまかく申し上げる時期には達していません。全体として、先ほど申しましたよりな少くも二百億に上る膨大な計画を持つておるのであります。国の財政の全体にとらみ合せまして、大蔵省が港湾修築のためにさいて下さり得る限度の大体の目標がきまりましたならば、その範囲内において、その優先順位に従つて考へてみたいと思ひますけれども、まだ来年度の問題につきましても具体的な交渉をする段階に達してお

ませんから、いましばらくの時間の御猶予をお願いしたいと思います。

○横山委員 運輸大臣はどういうお考えでありますか。少くとも二百二十一億の今日のたな上げは、本委員会における論争を通じては、いつのことだかわからぬと言っておられるのであります。現に、大蔵大臣すらも、次の国会で取りはすとも言えないし、取りはすさないとさえ言えないと答えておる。その意味では、次の国会でこの二百二十一億というものを取りはす可能性もあるわけでありませう。その点について、一体運輸大臣はこの港灣の問題を、本年度の問題としては全く見送り、来年度以降の問題としてお考えになっておられるのかどうか、それを明確にされたいのであります。

○永野國務大臣 運輸大臣の立場から申しましたならば、私も港灣第一に考えたいと存じております。しかし、国家全体の立場から見ましたら、道路の方にも非常に大きな要求もあるよりです。そのほか各般の省の要求を大蔵大臣の手元で整理をしてもいいまして、その結果運輸省に回してまいります。具体的な数字がきまりましたら、その数字に見合つて具体的な成案を立てたいと存じております。

○横山委員 運輸大臣はどうも私とちよつとポイントが合っていないようです。あなたは正確な意味における一般会計における来年度の予算を議論しておられる。どうもそんな気がする。二百二十一億の中に占める港灣の整備という問題、それから佐藤大蔵大臣が持っておられる特別会計に関する問題、もちろん特別会計の中に投入される金は、一般会計からもあるであらう

し、二百二十一億からも投入されるであらうし、あるいは地元負担の問題もあるであらうが、私が今焦点を置いておるのは、この二百二十一億における港灣の整備をどうお考えになっておるか、こゝ言っておるのでありますから、ポイントが狂つてなければいいのであります。私が狂つておるようでは、

し、二百二十一億からも投入されるであらうし、あるいは地元負担の問題もあるであらうが、私が今焦点を置いておるのは、この二百二十一億における港灣の整備をどうお考えになっておるか、こゝ言っておるのでありますから、ポイントが狂つてなければいいのであります。私が狂つておるようでは、

○永野國務大臣 少しも狂つておりません。私は、二百二十一億のその用途について、道路その他の大きい要求がありますから、そのうち港灣のためにどれだけさいてもいいかという見当が全然ついておりません。従いまして、その見当がついたあとで、その範囲内における具体案を立てたい、こゝろ申しております。

○横山委員 わかりました。私は、それについて、先ほど建設関係の話をちよつとほかの意味で聞いておつたわけでありませうが、大蔵大臣にお伺いしますけれども、この二百二十一億というものは、そういう意味合いでは一体必要であるのかないのかという議論でなくして、余つた金だから積んでおくというだけで、二百二十一億をどこへどういうふうに使ふか、そこに必要性がどうあるかという理由と、

いものには、きわめて希薄であり、私どもに提示をされる内容というものは、何もないように思ひますが、さう理解して、大臣、よろしうございませうか。

○佐藤國務大臣 経済基盤強化のための基金並びに資金につきましても、過日米皆機方に私どもの考え方を、る、またしばしばお話し申し上げて参つておるのであります。ただいまたな上げ資金という言葉で表現されております資金は、その性格はどうか、これは今ま

での説明で御了承いただきたいと思ひます。

○横山委員 それでは、これは意見の分れたままではありますけれども、次の問題へ移りたいと思ひます。

少くとも両大臣が港灣の整備に相当の力を注ぐという点が本委員会から明らかにされたわけでありませう。私は、この港灣の整備をするということが今日の日本産業の上に重要であり、しかも特に国際収支の均衡ということが、多少立場は違つても、与野党の間で重要な問題とされておる際に、特に注意をしなければならぬのは、それだけ膨大な資金を港灣の中にさかすむ前に、港灣の問題でなすべき重要な問題がある。それは港灣行政機構の問題であります。先般、私は、こゝろ委員

会における時間が十分にならうことを憂へまして、質問主意書という形で政府の見解をただしました。まだ回答に接してはおりませんが、ごらんになったと思ひますから、どういうお考えであるか端的に明らかにされたいのであります。今を去ること四年ばかり前、行政管理庁において港灣行政の監察をやりました。ここにその監察報告があるわけでありませうが、どういふものか結果というものはまことにばやけておる。まあ出発まじきで、しようがないと言ふるかもしれませんけれども、港灣行政についての行政管理庁の監察結果というものは、何を言つていいんだかわからないのであります。この監察結果というものは、端的にいつてどういふものであり、そしてその後経過はどうなつておるかということ

を、まず担当のところから明らかにしたいのであります。

○高柳説明員 この監察は昭和二十八年に実施いたしました。その成案を得ることは見込みが十分でありませうでしたので、実際は実態調査という格好で始めたわけですが、従いまして、結論も報告という形にはいたしません。で、実態を連絡して所見を表示する、こゝろいう形にいたしました。その所見表示の内容でございませうが、概略を申し上げますと、非常に錯綜、複雑な行政である。従つて、これについては相当簡素化の余地がある。それについて御検討願ひたい。こゝろ趣旨におきまして、まず港灣における港長と港灣管理者の業務の調整が必要である。いま一つは、出先機関が非常に多い。十一の多きに達しておる。しかも、そのうちの簡略なもの、他の出先機関に委託するといふような格好で、簡素化はできないであらうかという問題。次に、海運局の行方港灣荷役、上屋、倉庫等に関する業務は、港灣管理者に一本化できるではないかという問題。それから倉庫業者及び港灣運送業者の届出の問題がございませう。これは、船舶の出入港等に際し、関係機関に提出する書類は非常に多い。二十八種類、七十四種の多きに達しておる。従つて、これはもつと簡素化できるのではないかと

いうような結論しか出ておりません。さういふ事情でございませうので、一応関係の機関に通知をいたしまして、参考にするといふ形をとつております。以上きわめて簡単であります。……

○横山委員 きわめて簡単であります。が、要を得ておると思ひます。しかしながら、今お話しのように、報告にも至らない参考のために送られて、それ以来といふものは何らの結果も出てい

ないものであります。すでに早く昭和二十六年の八月に、関税協力がこれを指摘をして政府に要望し、二十九年に行政管理庁が今のような報告をされ、二十九年には貿易関係の八団体がそれについて政府に要望し、各方面に指摘をしておる。三十二年には船主協会が、

本年の三月にはまた関税協会が、もうすでに今日に至るまで十数回となくこの問題について指摘をされておりますが、政府に何ら改善の跡がない。今やこゝろいふた非難の的になつておる。かりにその事例を申し上げますと、港灣行政機関が多元化しておることによつて生じておりますロス、たとえて申しますと、大阪を例にとりますと、税関への書類が、入港届二通、積荷目録四通、積荷目録提出前貨物積卸承認申請書二通、船用品目録一枚、麻葉目録一枚、本船搭載銃砲火薬目録一枚、乗組員携帯品目録一枚、乗組員タバコリス一枚、移送品目録二枚、船客名簿二枚、船用金積込許可申請書二枚、指定地外交通許可証二枚、厚生省検疫所には、船長陳述書一枚、乗組員名簿一枚、船客名簿一枚、入出国管理庁には、乗組員名簿一枚、パスポートまたは船員手帳の提示、入港届一枚、植物防疫所には、要検疫物件明細書の乗組員分が一枚、船客分が一枚、動物検疫所には要検疫物件明細書、大阪海上保安監部には、入港届一枚、危険物積卸許可申請書二枚、危険物運搬許可申請書二枚、合計四枚、大阪市港灣局には入港届一枚、税関には入港税の納付一枚、今よりやく半分言つただけでございませうが、そのほか税関、海上保安監部、水上消防署、近畿海運局、大阪市港灣局等全部合せますと、船が一つ入つて仕事をい

たしますために膨大なもので、しかもこれらは全部編纂しておるのであります。これが第一の行政機関多元化のためのロスです。

それから、港務行政機関が設置されていなければならないロスが、たとえば博多に例をとりますと、博多港に廻航検査終了後、入港をみている唐津でも入港船はいずれも午後入港の關係上、荷役開始は翌日となり、その間九二十四時間のロスを生じておる。それから、その次が港務行政機関の権限が重複しているために生じておるロスは、大阪に例をとりますと、近畿海運局、大阪市港務局の同一的統計事務があり、海上保安監部と大阪市水上消防署における危険物に対する双方同一の許可申請事務があり、海上保安監部と大阪市水上警察署の港内取締りの同一事務があり、警察署と出入国管理庁における外国船員に対する同一事務がある。その次に、出先行政機関に権限がないため生ずるロスが、また小樽支部に例をとりますと、フィシエールの承認権限が本庁であるために、莫大な損害、時間的なロスがある。また、民間機関と政府行政機関とが重複しているために生じているロスを、東京支部で例をとりますと、輸出入品検査は農林省と財団法人鑑査協会の二本建となつておる。また、第七番目に、港務の施設管理運営をする機関が多元化する面から生ずるロスを考えますと、門司においては、洞海湾においては戸畑四区、新川は港務局、牧山岩壁は運輸省、ブイ繋船は海運局、その他は保安部と、全く多元化しているために生じておるロスがあり、行政機関による運

営が円滑を欠いておるために生じておるロスもまた多大であります。これらは港を見た人が必ず同様に港の諸君から陳情を受けることであり、だが考へてももつとなことであり、しかも、数年間いわれておるにかかわらず、これが実現していないという理由が一体何であらうか。一語をもつて評すれば官庁のなわ張り争いであり、すくなくとも大蔵省にその焦点を合せ、あるいは運輸省に焦点を合せるか、農林省の権限を取られたら困る、厚生省の権限を取られたら困る、というところに根本の原因があるわけであり、少くともこれから港務を強化して多大の税金をつぎ込むといったしましたならば、まず一番最初にやることはこのことではないか。これをしなければ今日給に書いたばかりのやうな図面と資金が投入されるのではなからうか。たとえば、日常喫緊の問題として、港務関係の諸団体並びに下部の役人の皆さんが望んでおるの、実はここにあらざるのではないかと、こういふことを私は痛感するのでありますが、両大臣として一体御存じのことであらうか。御存じであるとしたら、これからどういふふうなこの根本問題を解決なさるか。これなくして、その次のこの港務の整備というものは意味がないではないかとすら私は感ずるのであります。両大臣のこれに対する具体的な御所見をお伺いしたいのであります。

○永野國務大臣 横山委員の御質問の御趣意は、実はついでこの間ごろまで私が訴えておつたことをそのまま言われたような感じがするのであります。先日まで私は事業をしておりまして、港務行政の複雑なことがいかに大きなロスであるかということは、議論でなくて血と涙で体験して参つておるのであります。従ひまして、決していわゆる質問せんがための質問であるというやうな受け取り方はいたしません。特に横山委員のお出しになりました港務行政合理化に関する質問主意書は、今回の閣議にかかりまして、これはぜひ真剣に取り上げて研究しようではないか、ここに御列席の大蔵大臣特に御発言がありまして、これはいいかげんないうとまことに失礼であります。が、さういふ取扱ひ方ではなくて、どが主管になるか、各省が関与してやりますから、あるいは行管あたりをやつてもらうのがいいかどうか、さういふことまで発言されて、この問題は具体化するやうにまじめに取り上げて研究しようではありませんか。それはきよめの午前であります。右様の次第でありますので、横山委員の御質問の趣意は必ず真剣に実現すると私は確信いたしております。

○佐藤國務大臣 ただいま運輸大臣から委細御答弁がございましたが、私も全然同感であります。

○横山委員 与党質問だというお話がございましたが、もしそうだとしたならば、与党の皆さんにも格別の御協力をいただきたいと思ひます。もちろん私もこれはこれによつて生ずる諸問題について憂へなれしめないであります。ん、具体的な問題については、この点については私も大いに異論のあるところでありまして、しかし、今日のこの港務行政の複雑化というものが、貿易における重大な隘路と思へばこそ申し上げるのでありますから、ぜひとも、その誠意ある答弁が、この資金が投入される以前に刻々実現されるように私はお願いをいたしておきたいと思ひます。

そこで、大蔵大臣に、先般私が質問をいたしました問題の締めくくりをいたしたいと思ふのであります。時間がございませぬから、十分今の誠意ある答弁に引き続いた御答弁をいたした。これは、この間あなたに私が伺ひいたした税制の審議を法制化しろという意見について、日本社会党が申し入れをいたしましたところ、きのうの新聞を見ますと、まことに遺憾千万なお話があるやうであります。つまり、さういふ種類のものは議員提案をするというものは筋が違ふから、否決しようというやうな気持があるから、私は、あらゆる例をひきつけて、あなたに対して対抗する決心であります。しかし、もしそうでないとしたならば、その間の経緯を明らかにしていただきたい。少くとも、先般申しましたように、一萬田大蔵大臣は、この私どもの長年の主張に対して、これを了としたとして、その方向において善処をするという確答を本委員会にいたしておるのであります。いろいろと内閣に審議会がございまして、審議を整理することについては私も賛成だ。賛成だけれども、現にあるいろいろな審議会と匹敵をいたしまして、国民の血税である税金をいかにするかという点について、他の審議会と比べて何ら遜色のあるものではない、来年度における税制については、政府が適当な人間を集めて適当にやるよりも、堂々と法制化をして、各方面の人材を集めて臨時税制調査会を設置すべきだという私の主張は、どこへ行つても私はあなたの方と論議をする用意がある。その臨時税制調査会設置についてのあなたの御検討の結果を承りたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 結論から先に申し上げますが、ただいまどういふやうな扱い方をするかまだきめておりません。ただいま研究中でございます。そこで、社会党から提案になりました法律案についての私どもの考え方でございますが、新聞でいかに記事が出ておるか私は存じません。特にこの法律案の取扱ひ方は、もちろん国会に行われることでございまして、個人個人の考え方とこれをとやかく批判すべきものではないことは、私も、選ばれた代議士として、そのくらのことは十分わかつておるつもりでございます。ことに、政党政治のもとにおきましては、党におきまして法案の取扱ひ方を協議し、最終的に決定するものでございまして、従ひまして、今日までの段階において、私自身が社会党提案の税制調査会設置のこの法律案についての批判を加えたことではないことだけは、はっきり申し上げておきます。同時に、この社会党提案の法律案に対する私の態度は、それでおわかりがいたされたと思いますが、ただいま冒頭に申しましたように、結論としてまだ研究中であるというのを申しました。これはどういふことを研究しておるか。もちろん、今後の税制のあり方等について、いかにすることが最も望ましい方法かというところで研究をいたしておるのでございまして、これが研究に際しまして、過去の委員会その他において出ております考え方は、もち

ろん基本をなすものでございす。従いまして、今日まで、政府当局がしばしば委員会等において申し上げて参りましたことについて、これを頭から無視してかかる、かような考え方ももちろんございせん。これまた御了承いたしたいのでございす。ただ、問題は、税制調査会そのものが、非常な臨時的な措置としてこれを行ひ得るかどうかということが、実は私どもの最も頭を突つ込んで研究しておるポイントでございす。特に今回の税制改正というものは、自由民主党の公約事項であり、与党の公約事項を実施する、こういうことが選挙後の処置として行われ、取り上げられ、同時にその問題が臨時的な機関として処理される、こういうような点も勘案いたしまして、いかように取り計らうべきか、目下研究しておる次第でございす。どうか御了承いたしたいと思ひます。

○横山委員 前段の方につきましては了承いたしました。ただ、今あなたのお話としてはよくわかるわけでありすが、根本的な問題として、今日まで千億の減税だとか、あるいは二百六十億の減税だとかいうことが行われておるのでありますが、この税の問題が、大臣は今初めて直接に担当されるわけでありすが、いかに国民の重大な関心事であるか、また何から始めるべきかということが政治上の一大問題であるか、ということを考えますと、少くとも他のいろいろな事情を通り越して、この際新しい大臣の手で各層の人材を集めて、それこそ公平公正な税制改正がなされるように、一部の資本家の社長の方々や、あるいは一部の方々ばかり集めずに、農民とか中小企業者と

か、あるいは労働者とか、特に今回所得税と事業税をおやりになるとするならば、よけいにこの方面の意見を聞く方式を公正堂々と法制化をもつてなさるべきことが当然のことではないか、私はそう信じて疑わないのです。御検討いたしますから、もし法制化するといひましたならば、国会の時間はあまりないのであります。少くともきょうあすのうちにきめにならなければなりません。そういうふうには理解してよろしくございすか。

大臣のお考えと変らない、こういうふうには理解してよろしくございすか。

○佐藤國務大臣 もちろん代表してお答えしたことでございす。

○横山委員 そういたしますならば、あとあと問題になるといけませんから、念のために申し上げておきましょ。山中政務次官から、次の税制改正においては、先般お話をいたしましたような所得税及び事業税とあわせて、間接税の減税をするとお答えになりました。よろしくございすか。

○佐藤國務大臣 間接税の減税をするという点はいかかと思ひますが、間接税も研究の対象にするというのを申しておるのではないかと申ひます。

○横山委員 だからこそ私ははつきり申し上げる。今一分前におつしやつたことをすぐ話が違ひるに言われたら困るのです。あなたが政務次官の発言に対して責任をとるとおつしやつた以上は——もしも与党の諸君が言うように聞き間違ひだといふならば、山中政務次官の速記録に掲載してある通りのことについてあなたは責任をとる、こういうふうには申し上げますが、よろしゅうございすか。

○佐藤國務大臣 公約事項の面につきましては、私どももぜひこれを実施したい、こういう考え方をいたしております。同時に、税制を、国税、地方税を通じて十分調査研究するということを申しておるのでございす。あるいは下ることがあるいは上ることがあるかも知れませんが、これは、新調査会と申しますか、懇談会というか、そういうところの答申を待つて最終的に決定すべき事柄でございまして、今日から特に間接税の面あるいは

○横山委員 それは大臣まことに失礼な話じゃありませんか。だから私は最初から念を押しているのです。あなたは政務次官の答弁については責任をとると今答えたばかりではありませんか。それに何ですか。それでは前のこととはうそで、今の言葉がほんとうですか。それではあなたの政治家としての力量を疑ひます。少くとも政務次官がおれにかわつて言つたことには責任をとると、今一分前におつしやつたばかりではありませんか。それなのになぜあなたは責任をとらないのですか。かりに政務次官が間違つたことを言つたとしても、あなたは一分前に言つたことに責任をとらなければいけません。

○横山委員 訂正させていただきます。先ほど政務次官の言つたことについては責任をとると言ひながら、その言つたことに對して訂正させてもらひたいということもまた矛盾きわる話であります。こうなつたら、もうこれから政

○横山委員 それでは、十分に一つ検討していただきたい。私も、すでに本日議員提案の形をもちまして国会に臨時税制調査会の提案をいたしました。もし、大臣が先ほどおつしやるように、そういう議員提案ということにとらわれず、その本質について十分検討することおつしやるならば、すみやかにその結論を得られるように希望しておきます。

○横山委員 訂正させていただきます。先ほど政務次官の言つたことについては責任をとると言ひながら、その言つたことに對して訂正させてもらひたいということもまた矛盾きわる話であります。こうなつたら、もうこれから政

○横山委員 訂正させていただきます。先ほど政務次官の言つたことについては責任をとると言ひながら、その言つたことに對して訂正させてもらひたいということもまた矛盾きわる話であります。こうなつたら、もうこれから政

○横山委員 訂正させていただきます。先ほど政務次官の言つたことについては責任をとると言ひながら、その言つたことに對して訂正させてもらひたいということもまた矛盾きわる話であります。こうなつたら、もうこれから政

ります。そういうよりなり方をしたのに、なおあなたが最後に出て来て、山中君の言ったことは訂正させてもらうというように言われては、私は政務次官を忌避せざるを得ない。

○佐藤國務大臣 私は、ただいまの問はどうかと言ったことが結局ポイントだと思ひます。おそらく軽減するとはつきり言っておらないだろうと思ひますが、もしもそういうことを言っているとしたら、横山委員が言われるように、そういう考え方であるならば、これは訂正していただかなければなりません。しかし、先ほど来お話しするように、間接税の軽減について研究するとか、あるいは努力するとかいうような表現であるなら、もちろん差しつかえないことでございます。

○横山委員 問題の本質は変わって参りました。私は、あなたが山中君の言ったことに對してすべて責任をとり得ない、こういう表現をなさっておるといふふうに感ぜざるを得ないのです。山中さんも一個の歴戦のつわものとして、大蔵委員会におけるしるうとはあつても、政務次官としての責任と権限を持つて、あなたに代行してこへ出席される。だから私はいきなり山中さんに聞くようなことはしない。すべて政府委員の答を得て、その経過を十分に承知してもらつて、最後に山中さんに質問したわけですから。そういう慎重なやり方をとりながら、さて重大な問題は、山中さんがかりに今後言われたことはできないという実績をここであなたは生み出そうとしておる。ですから、間接税を減税するとかしないとかいうことよりも、今後の大蔵委員会

の運営についてのもっと重大な発言をあなたはされておる。それを御記憶なされなければなりません。そういうふうな理解してよろしゅうございませうか。政務次官がこれから言つても、あなたが訂正されることがあるというところです。

○佐藤國務大臣 もちろん、重大な錯誤があれば、これは訂正を願わなければなりません。これは国政担当者の当然の責任でございます。しかし、私は、政務次官は、横山さんが言われるように間接税を軽減する、というふうな言ひ切つたお話ではないだろうと思ひます。また他の委員の諸君もそうは聞かなかつたと言つておられる。こういう点から見れば、あえて訂正を必要としないかも知れません。しかし、基本的な重要なポイントについては、これはときに訂正をお願いすることもあると思ひます。

○横山委員 これは断じて錯誤の問題ではありません。質疑応答を通じて明らかになつてきて、最後に政務次官の所見をお伺ひしたのであります。あなたは、重大な錯誤であれば、最後になつておれが頭を下げて取り消してもらふことがあるということをおしやる。それはまた私にうけなければならないものであります。しかし、これはまさに錯誤の場合に限られると私は思ひます。また、あなたがそう言う以上は、何か私どもに對しての理解と協力を得られる立場でなければだめだと私は思ひます。これは一つ山中さんと、速記録を調査して、私どもの今後の山中さんに對する態度をきめざるを得ない。きわめて遺憾なことではあります。

○横山委員 これは断じて錯誤の問題ではありません。質疑応答を通じて明らかになつてきて、最後に政務次官の所見をお伺ひしたのであります。あなたは、重大な錯誤であれば、最後になつておれが頭を下げて取り消してもらふことがあるということをおしやる。それはまた私にうけなければならないものであります。しかし、これはまさに錯誤の場合に限られると私は思ひます。また、あなたがそう言う以上は、何か私どもに對しての理解と協力を得られる立場でなければだめだと私は思ひます。これは一つ山中さんと、速記録を調査して、私どもの今後の山中さんに對する態度をきめざるを得ない。きわめて遺憾なことではあります。

○佐藤國務大臣 ようしゅうございませうか。政務次官は、横山さんが言われるように間接税を軽減する、というふうな言ひ切つたお話ではないだろうと思ひます。また他の委員の諸君もそうは聞かなかつたと言つておられる。こういう点から見れば、あえて訂正を必要としないかも知れません。しかし、基本的な重要なポイントについては、これはときに訂正をお願いすることもあると思ひます。

○早川委員長 石村英雄君の質疑を許可します。

○石村委員 それでは、ごく簡単に大蔵大臣にお伺ひいたします。

まず第一点は、議會政治の根幹に關する問題であります。それは佐藤大蔵大臣が選挙中に選挙区でお話になつたことに關するところなんです。選挙中におつしやつたと申しましたも、佐藤さん自身が御演説をなさつたわけではないですが、代理者として、しかし一時的なにかに作られた代理者ではない。最初の五日から最後まで終始変らない代理者の演説ですから、これは佐藤さんの演説だ、お考えだと理解していいと思ひます。今日大蔵大臣としてのお考えを聞きますと、財政政策というものは、非常に慎重というか、渋いというか、そういう政策をとつていらつしやるのですが、選挙中のあなたの演説は、非常に積極政策であつたわけでございます。その内容をここに一々私は御披露いたしません、奇想天外といつたような積極論であつたわけ

す。それが、今回大蔵大臣になつたとたんに、まるで急に百八十度の転換を必要とした理由はどこにあるか。一つ選挙中の演説とかみ合せて御説明をお願いしたい。

○佐藤國務大臣 石村君は同じ選挙区でございませう。おそろく立憲演説会等において私の代理者がいろいろ話したことに對してのお話だろうと思ひます。ただいま横山委員から指摘されたいばかりでございませう。代理者の弁といへども、もちろん私もその趣旨について全面的にこれを没却あるいは頭から取り消すような考え方はございませう。おそろく代理者といひましたが、経済を伸ばしていくべきだ、あるいは民生安定のために一そう積極的な政策をとつて生活向上をはかるべきだ、こういう議論をいたしておるに違ひないと思ひます。私の政治家としての構想もそういう点ではもちろん変りはないと思ひます。ただ問題は、時期的な問題なり、あるいは財政規模の問題等、ただいま申すような遠大な理想を表現いたしまして、実行の面において時期的に相当すればならないと思ひます。おそろく、ただいま御指摘になりました点は、そういう意味において理解をいただけることではないかと思ひます。

○石村委員 ただこの問題をあまり深く追及しようとは思ひませんが、今後こうした場合にはよほど慎重に代理者に演説させていただきたい。勝手な放言をさせて、あとで大臣になつたら、では、これは、議會政治というもの

愚弄するといふか、國民を愚弄することです。そこで、同席の方々はこれを簡単に考へてお笑ひになるのですが、私は笑ひべきではないと思ひます。賢明な佐藤さんは十分お考えのことだろうと思ひますが、いま一度このことはさらにお考えをお願いしたい。

さらに、いま一点お尋ねしておきますが、今度佐藤さんの財政政策、金融政策というものをながめて見ますと、財政政策では、非常に緊縮と申しますか、慎重な政策をとる、ところが金融政策では積極的な政策をおとりになつておるのを見受けられるわけですから、日本銀行の金利を引き下げるとか、あるいは財政投融資の計画にいたしましても、当初計画自体が昨年同様横ばいというふうなことで、昨年の状態とは同じような投融資をおやりになつておつた日本銀行の状態からいへば、積極的な財政投融資ともいへると思ひます。しかもまた、当初計画になつた興銀や長期信用銀行の金融債を百億引き受けることをおやりになつた、あるいは五十五億という、当初計画にない百五十億をさらに投融資でふやされるといふような処置をおとりになつておることを考へますと、純然たる財政政策は緊縮、金融政策は積極、こういうふうな二つの使い分けをなさつていらつしやるわけですが、財政の方で、そのよきな慎重と申しますか、緊縮と申しますか、金融の方は、いわば緩和と申しますか、そういう処置をおとりになつておる、そういう処置の生まれてくる理由なん

です。これはどこにあるかお尋ねし

たいと思います。今度の問題になつておりましたたな上げ資金にいたしまして、これはいわば国民がかつて働いて生産物ができた、それに見合う金が政府の手に集まつておるわけです。その方は解放しない。日本銀行の金利二厘引き下げとか、それ自体貸し出し増というわけではないかもしれませんが、少くとも考え方においては金融は緩和、日本銀行が信用を出していくという金は、政府の手にある税金でつた金とは全く違つて、いわば架空な金を出していくようなものでござい

ます。こういうやり方の違い——われわれ考えますと、この間の予算委員会でも言いました、政府の手にある税金としてつた金こそまず先に出すのになら出す、そういう金融の方はあと回しにするという方が、経済的に見ても穩当ではないか、妥当ではないかと考えるのですが、政府があえて金融の緩和の方に先に手をつけられるその理由だけを、大臣に御説明願いたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 財政政策、金融政策、これが一体でなければならぬことは申すまでもないところでございます。ただいま御指摘になりましたように、金融政策では非常に甘い、財政政策では非常に強い、こういう御批判でござい

ました、私自身としては、さういふ兩者の間に懸隔があるとはただいま考へておりません。同じように強い考え方でいく、これは變りはないことであります。御指摘の点は公定歩合を引き下げたということ自身が非常に甘い考え方だと思ふところとしたら、これは私どもの引き下げの趣旨とはおおよそ違つておるのでござい

ます。公定歩合を引き下げたことは、ただ単に金融の正常化の一端としてかような方法をとつたにすぎないのであります。どうかこの一体的な運営に當つておるといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○石村委員 日本銀行の金利引き下げ自体が政府としては何も金融緩和ではない、金融正常化だといふ大蔵大臣の御答弁です。これについては私は全然考えを異にしておりませんが、議論になりますから、この点は差し控えます。しかし、財政投融資で今の百五十億を新たに

におやりになるといふことは、これは少くとも積極的な方策だといふわけにはいかない。なぜ、興長銀の百億を、当初計画にないのを新たに引き受けたら、不動産銀行の十五億あるいは放送協会の三十五億合計百五十億、こちらのたな上げ資金を四百三十六億と見るか二百二十一億と見るか別として、二百二十一億と見ても、これと百五十億と比較すれば、性質から考えれば、ほぼ二百二十一億の方を解放すべきだといふことに意見としてはなつて

くるのが常道ではないか。これが同じことだ、決してゆるめるわけじゃないという御説明は、どうも受け取りかねるわけです。もう一度お考えを明らかにしていただきたいと思います。○正示政府委員 財政投融資につきま

して百億、不動産債券十五億、日本放送協会三十五億、合せて百五十億でござい

ます。この基本的な考え方ではござい

ますが、たとえば興長銀の百億、これが一番大口でござい

ますから、これを一つて申し上げますと、これは海運と鉄鋼向けの資金といふことに大体なつておりますが、この考え方は、海運、鉄鋼等の事業量をこれだけふやすという考えではござい

ません。本来興銀なり長銀におきましてこの程度の事業をファイナンスすることになつておつたのでござい

ますが、御承知のよう

な金融情勢でござい

まして、興銀債、長銀債の消化が、市中の消化によることが非常に困難である。そこでこの消化を財政資金によつて行なつたといふことでござい

ます。それで、一萬田前大臣以来やつて参りましたように、全体の投資のボリュームをふやすという考えではなくて、同じボリュームをファイナンスいたす場合に、先年来日本銀行の貸出金が非常にふえてお

ることは御承知の通りでござい

ます。これは漸次正常化の方向に向く、そのかわりに財政資金が必要な役割を果す、こういう基本的な考え方になつておりますから、先ほど大蔵大臣が申し上げ

ました通りに、これをもつて非常に積極的に事業量をふやすという考え方ではないといふ点を御了解いただきたいと思ひます。○石村委員 正示さんの御説明では納得できないので、ちょっと念のために聞いておきますが、この興長銀の百億なり合計五十億といふものは、きわめて短期の融資ですか。○正示政府委員 お答え申し上げ

ます。これは正規の興銀債、長銀債でござい

ますから、長期の運用でござい

ます。これは正

規の興銀債、長銀債でござい

ておるのはなぜか、これを聞いています。正示局長の答弁は、私の質問をそのまゝの通りでございませう。その事実の御答弁にすぎない。私は、その事実に対する考え方、政府はなぜその方なら容易に金を出しにあらぬか、税金の方ではなぜお出しにあらぬか、ということをお尋ねしておるわけです。

○佐藤國務大臣 いわゆる予算というものと財政投融資、その相違からきておるのではありません。私がよく説明をいたすことは、あるいは十分わかりませんが、予算につきましてもなかなか窮屈な使い方であることは、もうすでに御承知の通りでございます。三十三年度の予算編成方針の際におきましては、説明して御了承を得ておることだと思ひますが、財政投融資の運用に当つては、経済情勢の推移に応じ弾力的に行うことを考慮すると、実は、はつきりいたしておるのでございます。これが財政投融資の特質と申しますか、それは、ただいま正示君から御説明申し上げましたように、なるほどその蓄積のチャンネルが違つておるが、民間のものであるという点もあるのだらうと思ひます。この予算の面になりますと、そういうような弾力的な運用、これは避けるというのが予算の本質でもございませう。今日出ております経済基盤強化の資金なり基金なりというものは、予算編成の際の一環の政策であり、その一部をなすものである、かようにも一つ御理解をいただきたいのでございませう。

○石村委員 もちろん、予算で作られたものを、勝手に予算の補正をせずにやりなさい、ということを行っている

わけじゃないのです。また予算というものの弾力性があるのは当然のことだと思ひますが、その弾力性は、国会を開いて補正予算を組んで、弾力性を發揮させるべきだ。ちやうど特別国会というものが開かれておる。それをやらないで、おつて、投融資の方は弾力性があるのか。この方は、予算は弾力性がございませう。それは、国会が開かれていないならできないということはいわれませう。国会の開かれていないときに二百二十一億を出せなんて私は言つておるわけじゃない。社会党が言つておるの、この特別国会でこれをやれと言つておるわけなんです。金融の方は、そのように予算にこの場合必要のない、予算総則に關係のないことはやれると思ひます。しかし、国会が開かれておる、この方はやらない、弾力は持たせない、依然として当初の方針通り、いゝ考え方、私は理解できない。御説明が不十分だと考えておるわけなんです。もう一度、予算が予算編成なしに勝手に動かせるんというところは、まことに失礼ですが、私よく承知いたしておるつもりです。から……

○佐藤國務大臣 それならば非常に、はつきりいたして参りました、お尋ねの点が、予算の方は非常に窮屈だ、財政投融資は弾力的に運用しておるじやないか、大体どういうわけだ、というは予算と財政投融資の相違、この点にあるいは誤解が幾分かあるのじやないかと思つたのでございませう、ただいまのお話で、予算については補正予算を組んでこの弾力性を持たせたいじやないか、財政投融資はなるほど弾力的

に使われるだらうが、なぜ今回の予算には補正予算を組まぬのか、こういう御議論のようには何うのございませう。この点は、この委員会を通じまして、再三再四今回補正予算を組まない理由を御説明して参りました、これは予算と財政投融資の性格の相違からきておるの、ございませう、この財政投融資の方にございまして、この財政投融資の方に、こゝの意味ではなくて、財政投融資そのものの性格から弾力的な運用をすることがあることを前もって予定しておるの、ございませう。ここに相違点がある。前もって弾力的運用を予定しておる金と弾力的運用、これを正予算を組み、予算の編成をもう一度やる、そこに相違がある。これは一つ御了承いただき、同時に、今日の状況のもとにおいては、私どもは補正予算を組む考え方がない、ということ、再三御説明申しておるのでございませう。

○石村委員 議論になると思ひますから控えたいと思ひますが、やはり金融の方は弾力性というのを口実に適當に、おやりになる。国民経済全般に關することに対しては非常に冷淡だ、という政府の方針を確認いたしまして、私の質問を終りたいと思ひます。

○早川委員 両案につきましても、質疑は以上をもつて終了いたしました。これより討論採決を行います。まず、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に關する法律案につきましても討論に入ります。通告があります。これを許します、横山利秋君。

○横山委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されました経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に關する法律案について絶対反対いたしますのであります。しろうと大臣をもつて自任し自負される佐藤大蔵大臣に期待するゆえんは、それは、変転はなはだしかった今日までの経済の施策の行いがかりに、こたわらず、移り変わる経済情勢を客観的にすなわち、適切な処置に英断をふるうことにあると存するのであります。しかし、かりといひますならば、この経済基盤強化のための法案、俗にいうたな上げ法案は、前国会で文字通りたな上げされて審議未了となり、処置のついた法案でありますから、清新はつらつと登場したはずの大蔵大臣が、死んだはずのお富さんを後生大事に墓場から取り出してくる、ということは、就任早々とりあえずいたしまして、ますます世間の期待を裏切るものと、いなければなりません。そもそも、この法案の基礎をなす余裕財源のたな上げ構想は、昨年春、政府の景気見通しの誤まりによつて、神武以来の景気が突如として神武以来の不景気に転落したこと、から生まれ出た構想でありました。すなわち、経済の激変にうづはした第一、次岸内閣は、去年春以来金融引き締めの手を強力に打ち続けた一方、九月十日の三十三年度基本構想において、昭和三十三年に於けるわが国経済運営の第一義目標は、国際収支を大幅に改善すること、にあり、そのため、さしあたり昭和三十三年に於いては経済の発展を控えめとし、将来における安定した経済発展の条件を整備しなければならぬ。三十三年度の剰余金はもとより、財源の余裕は将来の景気調節の財源とするとい

う徹底した前提に立ちました。しかし、十二月二十日の閣議では、昭和三十一年度剰余金のうち、法定の財源に充当される分を除く四百三十六億円は、全額これを特定の資金として保留し、将来において経済基盤の育成強化のため必要となる経費の財源として活用する、ということになり、その後さらに国会へ上程されたときは、経済基盤強化資金二百二十一億と、五特別法人の基金出資二百十五億とに分割されることと相なつたのであります。何がゆゑにこのように当初の計画を変化せざるを得なかつたか。言うならば、それは、あつものにこりてなますを吹くた、との通り、経済政策の失敗にこりて冷たいなますをふりふりと吹いて、さういふやうなやり方が内外の批判を浴びて、ついには自民党内における反対論にも屈したからであります。

問題とすべきことは、この法案の基礎理念が閣議で決定されたときの経済情勢と今日の経済情勢とが全く異なつてゐることです。鉄工業生産指数は、昨年平均二五・七・二が本年四月には二三・四に落ちました。原材料在庫は、昨年平均一六三・一から本年四月一六四・七にふえました。機械受注高は、昨年月平均六百十一億から本年四月何と二百六十九億に激減しました。失業保険金の受給件数は、昨年平均の三十九万九千人から本年三月には五十四万人に激増しました。中小企業向け金融は、三十一年と三十二年に比較して五四・四という驚くべき引き締めとなり、皮肉にも大企業向けには一八・八の貸し出し増となつてゐるのであります。しかも、引き締めの根本原因となつた外国為替収支は、四月には名目

じりで三千二百萬ドル、実質では四千萬ドルの黒字となっており、この分では来年度の収支は年間三億ドルの黒字は必至であると大蔵省内部ですらいわれているのであります。明らかに、日本経済は、国際収支は黒字基調であり、国内経済は生産過剰、設備過剰の段階にあって、この法案が作られた当時の国際収支の危機という経済情勢とは全く異なるのみならず、働く各層の国民は、不況による失業と倒産と生活苦など、今日の引き締め政策の犠牲に耐え得ない実情であり、まさに法案を提案すべき理由はなくなっていると言言してはばからないのであります。

今考へべきことは、この新しい経済情勢に対処する方途でなくてはなりません。今日の経済対策については各方面でいろいろ議論されているのでありますが、私は、先日申しましたが、特に池田勇人氏の所説に傾聴すべき点のあることを考えます。お断わりをいたしますが、私は与党内の問題に介入する意思は毛頭ありません。より正しい政策追求の一点にあるのであります。池田さんの所説は、簡単にいえば、国際収支が黒字基調で、国内需給バランスが供給過剰の場合には、有効需要の上昇を指向すべきであることは自明の理である。このわかり切った根本理念について明快な理解がないために、世上往々にして混迷した議論が行われているのは、はなはだ遺憾であると言っているのではありません。三木経済企画庁長官は、底入れの状態だから、国際収支の均衡というワケ内で経済政策を進めたいと言ひ、佐藤大蔵大臣は、これに反して、今日特別な人為的措置をとる必要はないと答弁されました。そ

れでいて、公定歩合の引き下げは引き締めのおもしを一つとつたのだ、今後一つ一つとつていくと付言をされたのであります。それが何の意味やらあつともわからなかつたのであります。今日までたび重なる見通しの誤りに加えて、閣内において経済閣僚の一人々々が意見が異なるようでは、遺憾千万といわなければなりません。

この法案の根底が国際収支の改善にあるとするならば、国際収支の展望についても、また政府は誤りを繰り返してはならないのであります。世界的な不況は、一萬田前蔵相の期待にかかわらず、またアイクの言明にかかわらず、改善の見通しは何れもありません。政府は輸出の増強に施策の最重点を置いているのであります。一方ではアメリカなどの片貿易をそのままに放置し、他方では日中貿易を頓挫させるようなことで、三十一億五千萬ドルの輸出目標は達成されるはずがないのであります。高橋通産大臣は、先般本会議で不可能ではないと答弁されましたが、元の通産省の役人が二十億七千万ドルといっているのではありません。今や何人もその実現を信ずるものはありません。政府は、東南アジア貿易が中国などとの熾烈な競争になつていっているのを考へて、支払いの延べ払い方式の推進をしております。これは、去年以来の借款は控へるに、海外投資や延べ払い輸出も代金回収を確保するよう慎重にという一萬田政策から見れば、明らかに大転換であるのみならず、国際収支の改善に矛盾する措置といわなければなりません。これを強行するためには、ついに外貨を別な形で獲得しなければなりません。政府は、明年度予算

に備えて、今から米國との新たな外貨借款を秘密裏に折衝し、これをてこにして東南アジア対策を考えているとのことであります。これらがもし事実であるといふならば、日本経済はますます米國に從属し、中国との関係は決定的な危機を招来すると思われるのであります。

政府は、また、不況は底をついた、なべ底だと強弁しています。しかし、先日の国際連合の発表は、世界の不況がなお継続することを発表しています。形の上で底をついたかに見える日本は、不況というものは、広範な生産制限と、秋までには終るであろう継続工事を、一般的な滞貨金融によつて、わずかにささえられていっているにすぎません。政府の希望の観測にかかわらず、本年秋から来年春にかけて、これらのささえは次第に失われるか、あるいはささえの意義を失つて、世界的不況の深刻とともに、本格的な不況に突入する危機はきわめて強いのであります。今日なすべきことは、この四百三十六億を中心として、公共投資、一般財政支出、国民消費支出の適度の増加によつて国内有効需要を刺激することと、将来生産力の拡充発展を可能にするための外部的、環境的条件を生み出すこととであります。同時に、相互の信頼に立つて、閉ざされた日中貿易を開き、東南アジア貿易を円満に推し進めることはできません。なぜならば、政府の選んでいる道は、日本経済に外貨危機と米國從属という犠牲を加えるばかりで、日中關係の打開をさらに向うへ押しやるからであります。

かく考へて参りますと、この法案は、ますますその緊急性、必要性は高まり、もたないばかりか、むしろ失業者と倒産と重税の今日、日本の経済をさらに不況へ導くのであつて、有害と断じてはばからないのであります。

本来、この四百三十六億の財源は、収入目標を超過した取り過ぎの税金であります。一萬田前大蔵大臣は、昨年来、国会において、これは臨時的財源であるから、減税や施策には回せないと言つてきたのであります。解散になるや、政府与党は、明年度も一千万億の自然増収がある、これをもつて七億億の減税をすると呼号し始めたのであります。国民を偽ることに、これよりはなほだしいものはないのであります。もしその減税を行ふ誠意があるならば、その財源の一部は減税にこそ回さるべきであります。

二百二十一億の経済基盤強化資金は、将来の道路整備、港湾整備、科学技術の振興、異常災害の復旧または産投への繰り入れに予定されているのであります。前国会以来、世論はほろいとしてこれがすみやかな実行を望んでいるのであります。何がゆゑに今これができないのか。あくまでこれをたな上げして、それでいて次期国会でこれを取りくずし、補正予算を組むことになると思ふのであります。このよきな愚を冒そうとする理由は何であるか。一にかかつてこれは政府の見通しと対策の誤りであると思ふのであります。

易振興会へ二十億、日本労働協会に十五億をそれぞれ出資するのであります。が、信用保険公庫の一部例外を別として、基金を使ふべきの目的ではなく、この金を資金運用部に預けて、その利息で事業運営や利子の値下げをするのが目的であります。まことに人を食つたやり方です。明らかにこれは補助金である。補助金ならば補助金らしく堂々と毎年計上すればよい。そして二百十五億は堂々と運用することが政治を明朗にする道であると信ずるのであります。政府は、これらの基金を資金運用部へ回させて、政府短期証券の買入れに充てる予定といわれていますが、時期条件次第では財政投融資計画に繰り込むつもりではないか、明確になつておりません。ここにも國民を偽るやり方が隨々随々と思ふのであります。

本法案に含まれる日本労働協会について一言申し上げたいのであります。が、労使の自主的な交渉と妥結こそ、労使問題の基本的な原理であります。これに向つて、当事者はもとより、関係者もあらゆる施策も努力もさるべきであります。協会の目的とする啓蒙宣伝についても、昔と違つて、労使がそれぞれ憲法によつて自主的な組織を持ち、十年にわたる実績を持つていっているのであります。ほからとやかく言ふ必要はない。それとも、協会という隠れみのを使つて、政府資本家の労働政策の御用機関たらしめようとするのであります。さうか。さうか。その意図は明瞭であります。かくのごとき、國民の税金を二重三重に無為に使用する結果となるのであります。

考えます。この法案は、新内閣がいまだ経済の見通しも、また対策についても、内部に意見の不統一があり、大蔵大臣も経済の認識不十分であるから、一応前の程度で提出しておこうというその場限りの感が前提となつておるに思われます。しかも、そのやり方は、今日不況に呻吟する農民、中小企業者、労働者を放置し、いな、ますますその犠牲によって、大企業中心の経済政策を進める橋頭堡となるものであります。

総選挙に際し、与党の総裁として岸総理は適当な景気調整策を行うと天下に公約しました。佐藤蔵相の言うごとく、特別な人為的措置を必要としないなどということは、民主政治を口にしないならば断じて言えるはずではありません。新内閣はこの公約について今何を実行するか、具体的に国民の前に明らかにする義務と責任があり、この法案は全くその公約に逆行するものであります。

重ねて申し上げますが、法案が考えられたときの基礎条件は、勤労各層の国民は苦しみにあえいでいる今日であります。行きがかりを捨てて、再検討する新内閣の絶好の機会と思つて、再検討します。いんや、本委員会でも明らかにされたように、与党の心ある人は、われわれの主張に同意されておるのでありますから、この際与党の諸君の真摯なる考慮を求めつつ、私は本法案の反対討論を終るものであります。(拍手)

○早川委員長 これにて討論は終局いたしました。

続いて採決をいたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○早川委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案について討論に入ります。討論の通告があります。これを許します。石野久男君。

○石野委員 私は、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案に對しまして、日本社会党を代表して反対の意見を申し述べんとするものであります。

本法案は、法案の中にも書かれてあるように、日本国がインドネシア共和国に對して有する一億七千六百九十一万三千九百五十八万アメリカ合衆国ドル四十一セントの巨額の請求権を放棄したことによつて、外国為替資金に生じた損失についてこれを処理しようとする内容を持つておるのであります。

この法案に對してわれわれが考えなければならぬことは、まずここに損失といわれぬものが、果して特別会計法の内容として考えられるものであるかどうかといふ点に問題があります。それと同時に、この扱いがどうあるべきかといふ、この二点に問題があると思つて、われわれは、基金を取り出すに當つては、少くとも特別会計自体から出たものでなければいけないという考え方を持つております。債権の放棄といふ問題は、本質的には賠償の内容として扱われたものであるとわれわれは断じております。すでにこの債権を放棄するといふことになったその議定書を承認した際にも問題になつておることであります。インドネシアに對する債権のインドネシア側の支払いは、決してインドネシアの方から拒否され

ておるものではなかつた。むしろ、インドネシアの方は、債権についてはこれを払いたい、こういうことを重ねて言われておつた問題であります。しかるに、これを、藤山外相が、賠償を交渉する過程の中で、両国の将来に對する友好關係についてはどうしてもこれを棒引きをしなければならぬと判断した、そのゆゑをもつてこれを棒引きしたので、こういうふうな説明されておるのであります。インドネシアとの間に、おけるこの債権棒引きの結果、その後、貿易の推移などを見ましても、決して、藤山外相が言ひ、あるいは政府が期待しておるうちに、そんなに貿易事情は改善されておるものではありませぬ。その後の事情を見ましても、依然としてやはり輸出超過でありますし、しかもまた、その額においても決して政府が期待したように増額していつておるわけではありませぬ。ここでは数字を省きますが、この三月前のものを見ましても、まだ依然として昨年末におけるような額にまで達してないといふ実情であります。われわれは、政府が言われたような意図においてこの債権の棒引きが行われたといふふうには考えられないのであります。むしろ、この債権を放棄したといふことは、岸内閣並びに藤山外交の不手ぎわを糊塗しようとして、賠償の内容であるべきものを一特別会計の操作の中に転嫁させようとする苦肉の策としてこれが行われたものである、このようにわれわれは見ておるのであります。その放棄した結果は、決してよくなつてはいないものであります。のみならず、このことはむしろ、この放棄することによつて、この国が持つております債権

を放棄するという結果から、血税として出されておりました特別会計の資産をそこでは食いつぶしてしまひ、むしろ国民に對してはそれだけ大きな負担をかけておるといふことを、われわれは考えなければいけないと思つておる。しかも、今日持つておるところの外国に對する債務を見ますと、われわれは依然として長い期間にわたる債務を持つております。昨年末における債務の実態を見ますと、四千三百六十二億九千万円の債務を持つておる。しかもその債務の約四分の一を占める千五百十八億といふものは、これは明治三十二年以来あるいはまた四十二年以来のものであります。そういう債務を依然としてわれわれは持つておるし、それの利子も払い、今後もそれを払わなければならぬ責任を持つておるのであります。しかも、私たちが、今日一億七千万ドル、約六百七十億圓という膨大な債権の放棄をしてしまつたのです。こういうことは、国民の側からすると、とても理解できないことであります。政府与党は、わが党の反対を押して切つてこの棒引きをしてしまつたのであります。ところが、こういうやり方をしても、賠償問題の解決をしなればならぬと云ふところ、岸内閣と藤山外交の不手ぎわがあるのであり、そのまづさがあつたはずであります。だから、われわれから言わせれば、この棒引きの内容といふものは、明らかにこれは日本とインドネシアとの間に、おけるこの賠償交渉に関連する内容として処理するべきものであつて、決して外為特別会計の内容として処理するべきものであるとはわれわれは見ないものであります。従つて、私たちは、

を放棄するといふ結果から、血税として出されておりました特別会計の資産をそこでは食いつぶしてしまひ、むしろ国民に對してはそれだけ大きな負担をかけておるといふことを、われわれは考えなければいけないと思つておる。しかも、今日持つておるところの外国に對する債務を見ますと、われわれは依然として長い期間にわたる債務を持つております。昨年末における債務の実態を見ますと、四千三百六十二億九千万円の債務を持つておる。しかもその債務の約四分の一を占める千五百十八億といふものは、これは明治三十二年以来あるいはまた四十二年以来のものであります。そういう債務を依然としてわれわれは持つておるし、それの利子も払い、今後もそれを払わなければならぬ責任を持つておるのであります。しかも、私たちが、今日一億七千万ドル、約六百七十億圓という膨大な債権の放棄をしてしまつたのです。こういうことは、国民の側からすると、とても理解できないことであります。政府与党は、わが党の反対を押して切つてこの棒引きをしてしまつたのであります。ところが、こういうやり方をしても、賠償問題の解決をしなればならぬと云ふところ、岸内閣と藤山外交の不手ぎわがあるのであり、そのまづさがあつたはずであります。だから、われわれから言わせれば、この棒引きの内容といふものは、明らかにこれは日本とインドネシアとの間に、おけるこの賠償交渉に関連する内容として処理するべきものであつて、決して外為特別会計の内容として処理するべきものであるとはわれわれは見ないものであります。従つて、私たちは、

こういう債権棒引きの額に相当すべき一億七千六百九十一万ドルという額の処理に當つては、これは政府がその政治的理由によつて棒引きしたのであるから、これを一外為特別会計の内容として処理すべきではないという観点に立つてこれを見ております。われわれは、その処理に當つては、当然外為会計からこれを落して一般会計に入れ、一般会計の中で新たに棒引きの對象として処理すべきものであると考えます。そして、外為会計の資金としては、これは減額すべきものではない。特に三十一億五千万ドルという膨大な外国貿易の達成を必要としておる段階において、貿易の総額はますます拡大しなければならぬときに、この外為資金は当然今後ますます必要になつてくるものであります。だから、われわれとしては、こういう段階において、しかも政治的意図の中で棒引きされたものを外為会計の中から落すというやり方は間違ひであるといふ考え方を日本社会党は持つておるのであります。これを政府がこういうような法案の形で抹殺しようといふことは間違ひであるといふことを、ここで指摘するわけでありませぬ。しかも、そのみならず、こういうような操作をするところによつて、国民に、外国貿易に對する考え方、国際取支に對するものの考え方に對して、非常に誤まつた考え方を持ち來たことになることを私はおそれるものであります。私たちは、こういうような処理の仕方をするによつて、賠償の問題といふ債権取消の問題、また貿易上出ておる問題等々をますます混迷化させてしまひ、はつきり

させないという、そういうあやまちをここで犯すことになりませんし、なお、いま一つ考えなければならぬことは、財政法、会計法上の処理の仕方からいたしまして、ただいたずらに貸し方と借り方とを相殺すればいいのだというような考え方で特別会計の処理をしてはならないということでありま

す。私たちは、特別会計には一つの任務があると思う。その与えられた任務によつて会計上の処理はなされなければならぬのである。われわれが今日持つておる外国との取引の關係で出てきた債権は、その業務目的の中において解消すべきであると存じております。依然としてわれわれが持つておる諸外国に対する債務はこれを持ち続けるのでありますから、われわれは、今回の、今日持つておるこの債権も、依然として外国に対する債権として持ち続けるべきであるという考え方を外為会計の上では持つべきでありまして、従つて、政治的理由のもとにおいてこれを処理するとならば、われわれは特別会計の中でこれを処理してはならないという考え方を明確にしておくべきであると存じております。にもかかわらず、政治的な目的と経済的な問題を混同して会計法上において処理をするということはあやまちでありまして、私は、こういうような立場からも、この問題、こういう法案の提案の仕方に対しては、これは間違ひであると考えております。私たちは、このような理由によりまして、一般会計の上で処理すべきものを外為会計の上で処理しているというところは間違ひであるというところを強く指摘するとともに、もし政府にしていこうようなことをしよ

うとするならば、どうしてもしなければならぬとするならば、一般会計の上ですべきだということを描いたしまして、これに反対いたします。

私は、最後に、このような処置の結果として、賠償として取り扱われた問題を一取引關係の損失だというふうに見るということは間違ひであるということ、ここで指摘しておかなければならない。会計法上の処理としては、この法案が成立すれば外為会計で処理されてしまふでしょうけれども、実質的には、これは賠償の問題である。むしろ、政府は、戦争の負担が強く今日残されておるということを国民に知らせるためにも、賠償の実態を明確にして、国民にその責任を痛感させるべきであるはずであります。それをしないで、一特別会計の内容の操作として処理することは間違ひであるというところを指摘し、私たちは、ここ

では、この特別会計上処理として持たれております内容は、明らかに戦争の事後処理の問題であるということを描し、これは明らかに賠償内容の一端であるということも国民にも訴えて、そうしてこの会計処理上の問題があやまちであるということを描く指摘して、本法案に対する日本社会党の反対の討論をする次第であります。

○早川委員長 これにて討論は終結いたしました。

採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早川委員長 起立多数。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

なお、この際お諮りいたします。ただいま可決いたしました兩法案に関する委員会報告書の作成並びに提出等の手続につきましては委員長長の御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早川委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は来たる七月一日午前十時三十分より開会することとし、これにて散会いたします。

午後一時二十九分散会

〔参照〕

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案（内閣提出第一号）に関する報告書

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第二号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕